

議案件名（平成28年第2回定例会）

専決処分	1件（補正予算1件）
予算案	1件（補正予算1件）
条例案	5件（一部改正5件）
一般議案	7件（財産の取得1件、工事請負契約1件、工事の施行に関する協定1件、損害賠償額の決定1件、議決事件の一部変更3件）

計14件

（ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（平成28年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））（平成28年5月27日）

（ 予 算 案 ）

- 1 平成28年度千葉市一般会計補正予算（第1号）

（ 条 例 案 ）

- 1 千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正について（保健福祉局 地域包括ケア推進課）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの主任介護支援専門員の要件に更新研修の修了者であることを加える。

- (1) 省令改正により主任介護支援専門員に更新制が導入されたことに伴い、地域包括支援センターに配置すべき主任介護支援専門員の要件に「主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

※主任介護支援専門員の更新制

主任介護支援専門員の資質向上を図るため、5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を受けることとしたもの

- (2) 施行期日 公布の日
- (3) 省令改正 H27.2.12公布 H28.4.1施行(条例改正に係る部分)

2 千葉市旅館業法施行条例の一部改正について

(保健福祉局 健康部 生活衛生課)

旅館業法施行令の一部改正に伴い、小規模の簡易宿所について客室の床面積の基準の適用の対象外とするほか、所要の改正を行う。

- (1) 政令改正により小規模の簡易宿所(宿泊者数が10人未満)の客室の延床面積の基準が緩和されたことに伴い、小規模の簡易宿所を、条例で定める1客室の床面積の基準の適用対象外とする。

・改正の内容

政令(客室の最低延床面積) $33\text{m}^2 \rightarrow 3.3\text{m}^2 \times \text{宿泊者数}$

条例(1客室の最低床面積) $7\text{m}^2 \rightarrow$ 基準の対象外

※簡易宿所

宿泊する場所を複数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させるもの(民宿、カプセルホテルなど)

- (2) 小規模の簡易宿所について、便所の設置基準を緩和する。
(改正前)各階に設置 $\rightarrow$ (改正後)適当な数(※政令基準)
- (3) 施行期日 公布の日
- (4) 政令改正 H28.3.30公布 H28.4.1施行

3 千葉市療育センター設置管理条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課)

療育センターに分館を設置し、身体障害者福祉センターふれあいの家に移転する。

- (1) 改正後の施設の概要

	療育センター本館	療育センター分館(新設)
位置	美浜区高浜4丁目8番3号	美浜区高浜3丁目3番1号 (旧高浜第二小学校跡施設)
施設	・心身障害児総合通園センター ・障害福祉サービス事業所(いずみの家)	・身体障害者福祉センター(ふれあいの家) ※体育室のみ本館

- (2) 施行期日 H28.12.1

4 千葉市ビジネス支援センター設置管理条例の一部改正について
(経済農政局 経済部 産業支援課)

ビジネス支援センター富士見分館を廃止するほか、所要の改正を行う。

- (1) 創業支援施策の見直しに伴い、富士見分館を廃止する。
 - ・富士見分館の概要
 - ア 位 置 中央区富士見2丁目7番5号
 - イ 延床面積 約647㎡
 - ウ 施 設 ビジネスインキュベート室、店舗型ビジネスインキュベート室
 - エ 開 設 平成19年度
- (2) センター(本館)の施設、休日及び使用時間を変更する。
 - ア 施設の変更
 - パソコン研修室及び講師控室を会議室に変更する。
 - イ 休日、使用時間の変更
 - センターの施設(インキュベート室を除く)の休日を年末年始のみに、使用時間を午前9時から午後9時までに統一する。
- (3) 利用料金の上限額の改定

施 設	利用料金(1日につき)	
	改定前	改定後
パソコン研修室→会議室	17,170円	11,410円
商談室	4,320円	6,480円
共同利用室	5,240円	7,860円

※商談室、共同利用室の改定は、使用時間の延長に伴い上限額を変更するもの
- (4) 施行期日 H29.10.1((2)、(3)については、H29.4.1)

5 千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
(都市局 建築部 建築指導課)

幕張新都心若葉住宅地区の地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域を条例の適用範囲に加える。

- (1) 幕張新都心若葉住宅地区地区整備計画
 - ア 適用区域 美浜区若葉3丁目の一部(約21.5ha)
 - イ 主な制限
 - 「第二種住居地域」において建築できるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものについて、建築できないこととする。
- (2) 施行期日 公布の日

(一 般 議 案)

1 財産の取得について (市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

取 得 財 産	千葉市民会館の空調熱源等設備 (1)冷温水発生機 2台 (2)冷水管及び付属機器類一式 (3)空調機器一式
所 在 地	中央区要町1番1号
取得予定価額	354,273,734円

- (1) 取得の相手方 一般財団法人千葉市都市整備公社
(2) 整備年度 H18年度

2 工事請負契約について(旧千葉市立磯辺第二小学校解体工事)
(教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課)

施 工 場 所	美浜区磯辺7丁目17番1号
工 事 概 要	(1)校舎棟 解体工一式 (2)屋内運動場 解体工一式 (3)プール、体育倉庫、外構施設等 解体工一式
契 約 方 法	制限付一般競争入札 (総合評価落札方式)
契 約 金 額	445,799,160円
工 期	契約締結日の翌日から300日間
請 負 者	市原・鵜沢建設共同企業体

- (1) 学校適正配置の実施に伴い跡施設となった旧磯辺第二小学校の敷地を、千葉県へ返還するため、校舎棟などの解体工事(基礎杭引抜含む)を行う。

(2) 工事内容

ア 校舎棟	構造・規模	鉄筋コンクリート造4階建	延床面積	5,960.73㎡
イ 屋内運動場	構造・規模	鉄骨造2階建	延床面積	823.54㎡
ウ その他施設	プール、体育倉庫、外構施設等			

3 工事の施行に関する協定について(千葉都市モノレール千葉駅と総武本線千葉駅・駅ビルとの接続施設及び弁天地区市道と総武本線千葉駅・駅ビルとの接続階段の整備工事の施行に関する平成28年度協定)

(都市局 都市部 都心整備課)

工事場所	中央区新千葉1丁目1番25外
工事概要	(1)千葉都市モノレール千葉駅との接続施設 鉄骨造階段、エスカレータ2基、エレベータ1基 (2)弁天地区市道との接続階段 鉄骨造階段、エレベータ1基
協定金額	823,136,000円 (うち市負担分685,753,000円)
工期	協定締結日の翌日から平成29年3月31日まで
協定の相手方	東日本旅客鉄道株式会社

- (1) JR千葉駅駅舎・駅ビルの建替えに合わせ、乗換えの利便性向上とバリアフリー化を目的に実施するJR千葉駅とモノレール千葉駅との接続施設及び弁天方面との接続階段の整備工事に関し、工事を委託する東日本旅客鉄道株式会社と28年度における工事の施行に関する協定を締結する。
- (2) 供用開始 JR千葉駅新駅舎開業に合わせてH28年11月予定

4 損害賠償額の決定について (建設局 下水道管理部 下水道維持課)

地震による津波注意報を受け、市が管理する寒川水門が自動閉鎖されたことに伴い浸水被害が生じた件について、損害賠償の額を定める。

- (1) 事故発生日 H27.9.18
- (2) 損害賠償額 11,581,427円
- (3) 相手方 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
代表取締役社長 西澤敬二

※相手方は、被害者との損害保険契約に基づき、被害者に対して損害保険金を支払ったため、被害者の当該損害保険金に係る損害賠償請求権を代位取得したものである。

※市は、上記損害賠償金について、相手方に支払った後、水門等の施設管理業務の受託業者に全額請求する(当該業者と合意済み)。

- 5 議決事件の一部変更について(旧千葉市立高浜第二小学校跡施設校舎大規模改造工事に係る工事請負契約) (保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課)

契約金額	変更前	359,532,000円
	変更後	373,210,200円
工 期	変更前	契約締結日の翌日から300日間
	変更後	契約締結日の翌日から387日間
(契約締結日 平成27年9月15日)		

(1) 議決年月日 H27.9.15

(2) 変更の理由

関連工事である空調設備工事の請負業者が破産したことに伴い、建築工事に遅れが生じるため、契約金額及び工期を変更する。

- 6 議決事件の一部変更について(旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事に係る工事請負契約) (教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課)

契約金額	変更前	651,240,000円
	変更後	663,613,560円
工 期	変更前	契約締結日の翌日から360日間
	変更後	契約締結日の翌日から420日間
(契約締結日 平成27年9月15日)		

(1) 議決年月日 H27.9.15

(2) 変更の理由

煙突アスベスト撤去方法の変更等に伴う設計変更を行うとともに、資材単価の変動等に伴うインフレスライド条項を適用するため、契約金額を変更する。

また、工事現場内で発生した事故により工事が中断し、いまだ事故原因が特定されていないことから、その調査や対策に時間を要するため、工期を変更する。

- 7 議決事件の一部変更について(旧千葉市立磯辺第二中学校解体工事に係る工事請負契約) (教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課)

契約金額	変更前	307,800,000円
	変更後	315,072,720円

(1) 議決年月日 H27.9.15

(2) 変更の理由

煙突アスベスト撤去方法の変更等に伴う設計変更を行うとともに、資材単価の変動等に伴うインフレスライド条項を適用するため、契約金額を変更する。